

令和 5 年度

横手市就業環境状況調査報告書

横手市商工観光部商工労働課



## 令和5年度「横手市就業環境状況調査」調査結果について

「横手市男女共同参画行動計画」に基づき5年に1度、市内の事業所に就業環境状況調査を実施しております。この度、「就業環境状況調査」を実施いたしました。その集計結果がまとまりましたので、報告いたします。

2024年3月 横手市商工労働課

### 調査対象

市内に住所のある1,000事業所

### 調査期間

令和5（2023）年12月～令和6（2024）年1月

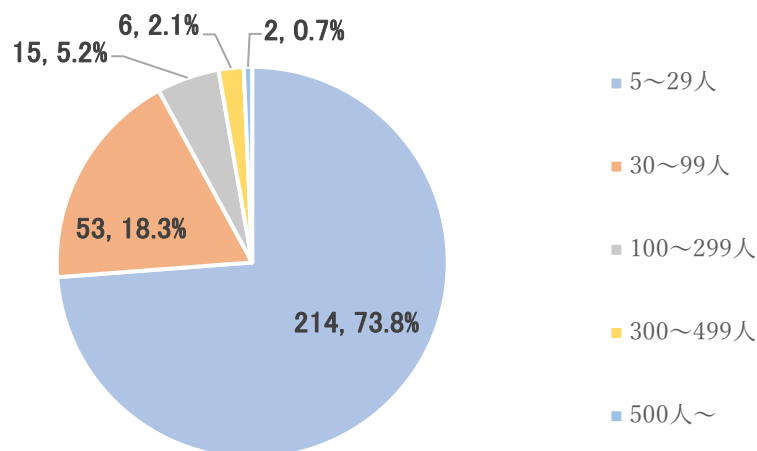
### 調査方法

市内事業所に調査票を郵送し、Webサイトでのアンケート入力、またはアンケート用紙に記入後に返送してもらう郵送調査の併用方式にて実施。

**集計事業所数** 290事業所（回収：400事業所/回収率40.0%）

調査対象1,000事業所のうち、400事業所から回答があり、このうち回答時に従業員が5名未満の事業所を除き、有効回答数290事業所（有効回答数29.0%）について集計を行った。集計対象事業所の規模別の内訳は以下のとおりである。

従業員規模別の事業所割合 (n=290)



区分	5～29 人	30～99 人	100～ 299人	300～ 499人	500人 以上	合計
建設業	53	8	1	0	0	62
製造業	39	15	8	3	0	65
情報通信業	2	1	0	0	0	3
運輸業、郵便業	4	3	1	0	0	8
卸売業、小売業	44	15	1	1	0	61
金融業、保険業	7	0	0	0	0	7
不動産業、物品賃貸業	1	0	0	0	0	1
学術研究、専門・技術サービス業	7	0	0	0	0	7
飲食サービス業、娯楽業	11	0	0	0	0	11
生活関連サービス業・宿泊業	8	1	0	0	0	9
教育、学習支援業	2	0	0	0	0	2
医療、福祉	16	8	3	2	1	30
サービス業(他に分類されないもの)	20	2	1	0	1	24
(集計対象事業所)小計	214	53	15	6	2	290

## 調査項目

### 1 労働者の雇用形態

- (1) 労働者の就業形態
- (2) 労働者の年齢別人数
- (3) 令和5年度の新規採用人数
- (4) 業種
- (5) 労働組合の有無
- (6) 外国人労働者の受入状況

### 2 労働時間

- (1) 週所定労働時間
- (2) 週間時間外労働時間

### 3 休日休暇

- (1) 年次有給休暇
  - (ア) 平均付与日数
  - (イ) 平均取得日数
- (2) 年間休日
- (3) 育児休暇制度の有無
- (4) 育児休暇の取得状況
- (5) 介護休暇制度の有無
- (6) 介護休暇制度の取得状況
- (7) 従業員の家族や親族の介護状況の把握状況
- (8) 介護休暇制度以外の支援制度
- (9) 介護に関する相談窓口の認知
- (10) 子の看護休暇制度
- (11) 子の看護休暇制度の取得状況

### 4 女性の雇用管理

- (1) 女性の管理職の割合

### 5 働き方改革

- (1) 働き方改革の取り組み状況
- (2) 働き方改革の取り組み施策

## 6 ハラスメント防止

- (1) パワーハラスメント
- (2) セクシュアルハラスメント

## 7 仕事と子育ての両立について

- (1) 仕事と子育ての両立支援
- (2) 仕事と子育ての両立支援の取り組み施策

## 8 定年制

- (1) 定年制の有無と定年年齢
- (2) 定年後の再雇用、勤務延長制度の有無
- (3) 再雇用の最高雇用年齢

# 調查結果

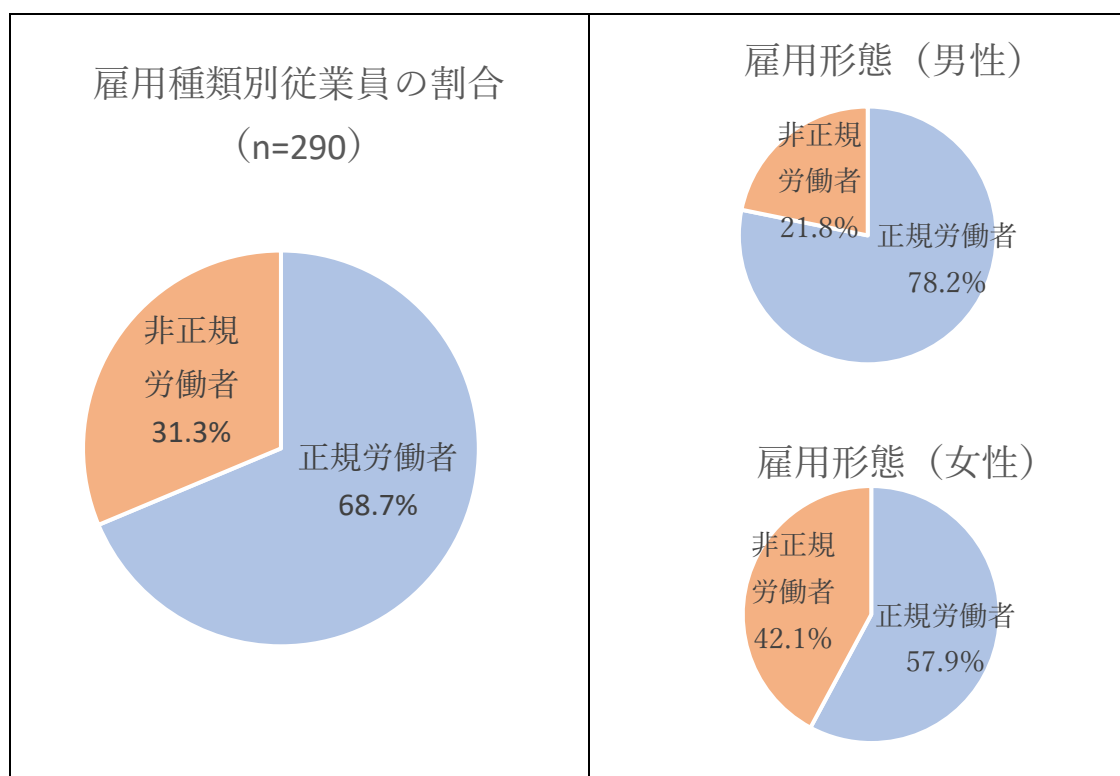
## 1 労働者の就業形態

### (1) 労働者の就業形態ごとの割合

**「正規労働者」68.7%、「非正規労働者」31.3%**

労働者の就業形態について「正規労働者（正社員）」が68.7%、「非正規雇用者」が31.3%となっている。非正規雇用の内訳では、「パート・アルバイト労働者」が58.7%と最も多く、つづいて「契約社員・派遣社員」の順で28.3%となった。秋田県が令和5年度に実施した労働条件等実態調査報告書<sup>1</sup>と比較すると、横手市の正規労働者の割合は秋田県全体より0.7ポイント高くなっている。

男女別にみると、「正規労働者（正社員）」は男性が78.2%、女性が57.9%となっている。厚生労働省<sup>2</sup>の2022年調査によると、全国の「正規の職員・従業員」男性が77.8%、女性が46.6%となっており、横手市は全国と比較して女性の正規労働者の割合が高くなっている。

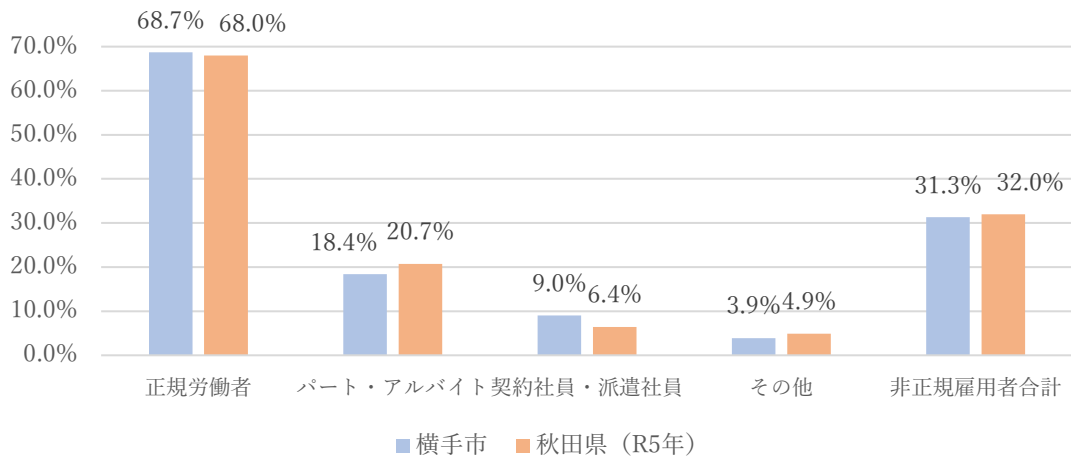


<sup>1</sup> 秋田県産業労働部雇用労働政策課「令和5年度労働条件等実態調査報告書」による常用雇用者5人以上の民営事業所へ行った調査より

<sup>2</sup> 厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課「男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向」より



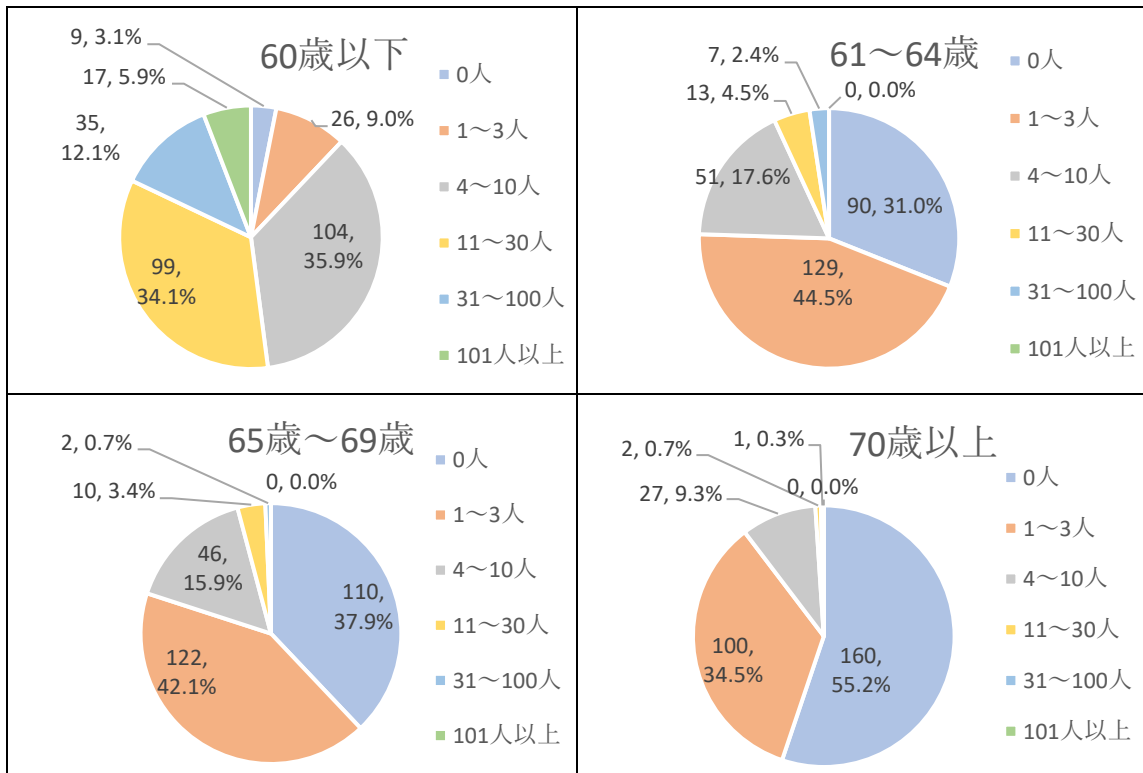
## 労働者の就業形態ごとの割合



### (2) 労働者の年齢別人数

**65歳以上の従業員を1人以上雇用している事業所が62.1%**

労働者の年齢別従業員数において「61～64歳の従業員を雇用している事業所」が69.0%、「65歳～69歳の従業員を雇用している事業所」が62.1%、「70歳以上の従業員を雇用している事業所」が44.8%であった。平成30年度に実施した調査では、「65歳以上の従業員を雇用している事業所」が55.2%であり、65歳以上雇用している割合が5年間で7ポイント増加している。

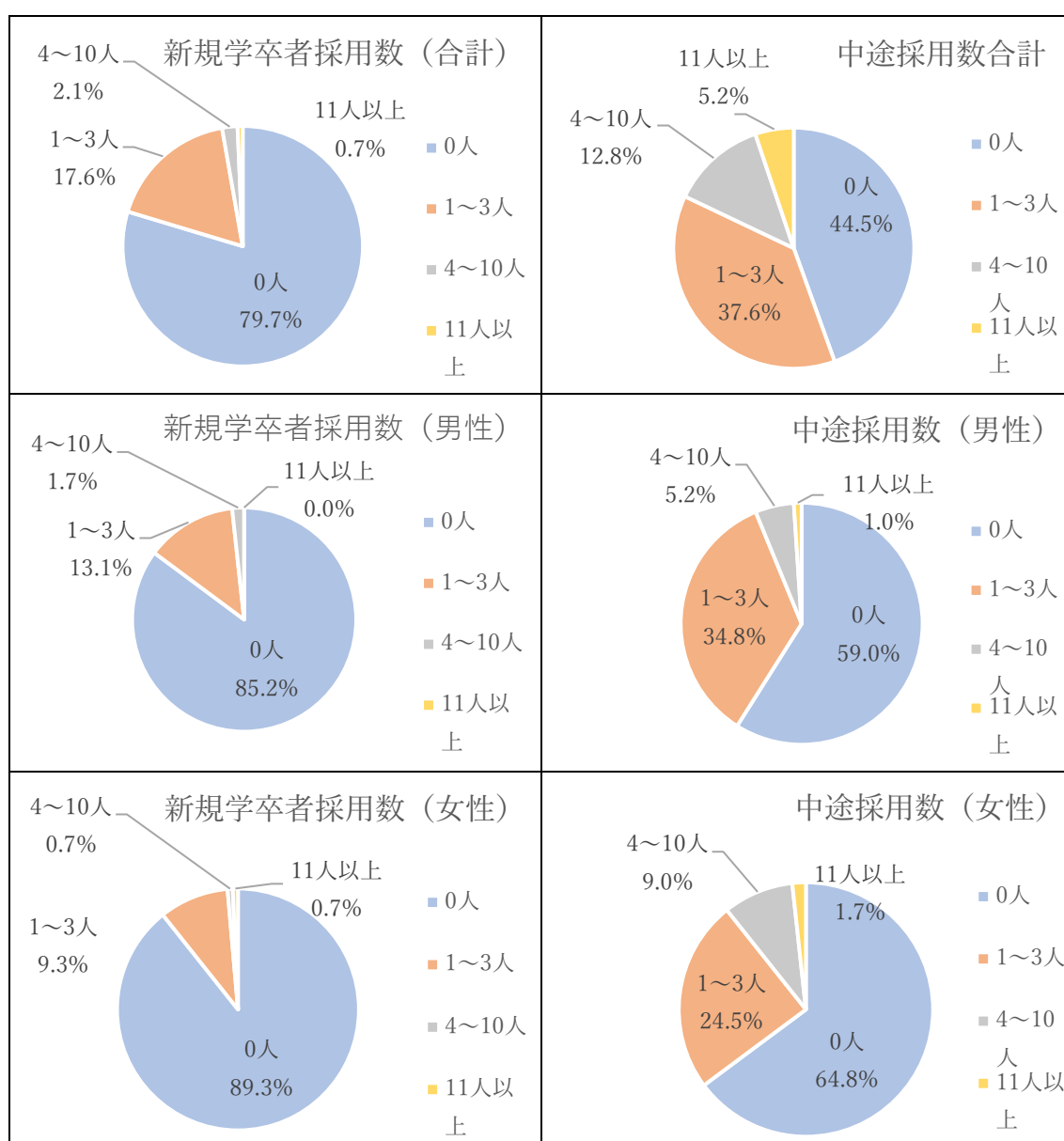


(3) 令和5年度の新規採用人数

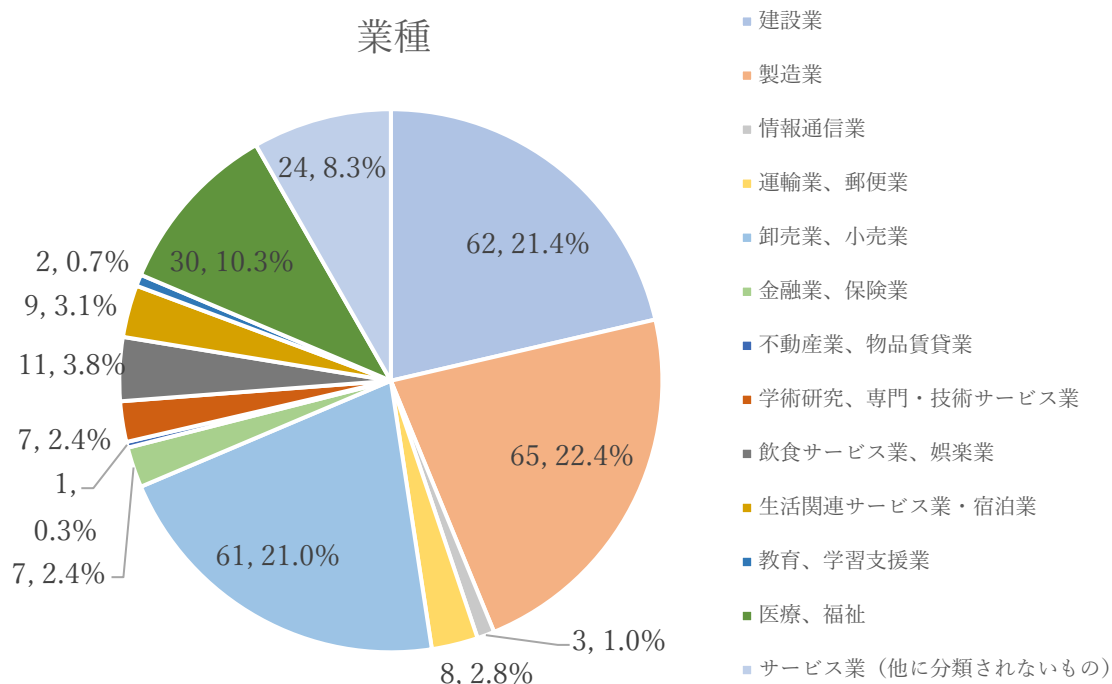
**新規学卒者を1人以上採用している事業所が20.3%**

新規学卒者の採用人数をみると、「男性の新規学卒者を1人以上採用している事業所」が14.8%、「女性の新規学卒者を1人以上採用している事業所」が10.7%、男性が女性に比べ4.1ポイント高くなっている。「新規学卒者を1人以上採用している事業所」が20.3%であった。

中途採用数については、男女間で差はあるものの、女性の中途採用人数の割合は平成30年度調査時（18.1%）より10.0ポイント増加している。



(4) 業種

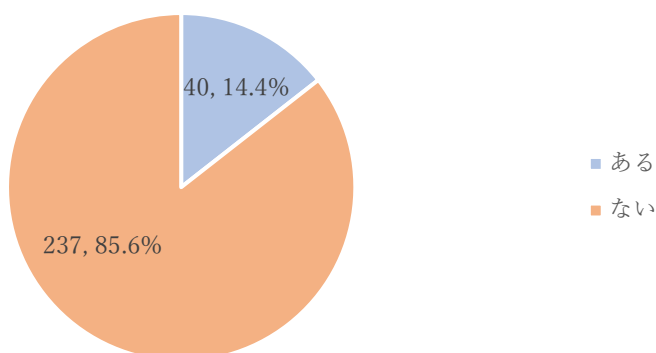


(5) 労働組合

**労働組合がある事業所が 14.4%**

労働組合の有無について、「労働組合がある事業所」は 14.4%（平成 30 年度 12.1%）、「労働組合がない事業所」は 85.6%（同 87.9%）であった。秋田県が令和 5 年度に実施した調査<sup>3</sup>によると「労働組合推定組織率」が 17.2%、全国では 16.3%となっている。

労働組合の有無 (n=277)



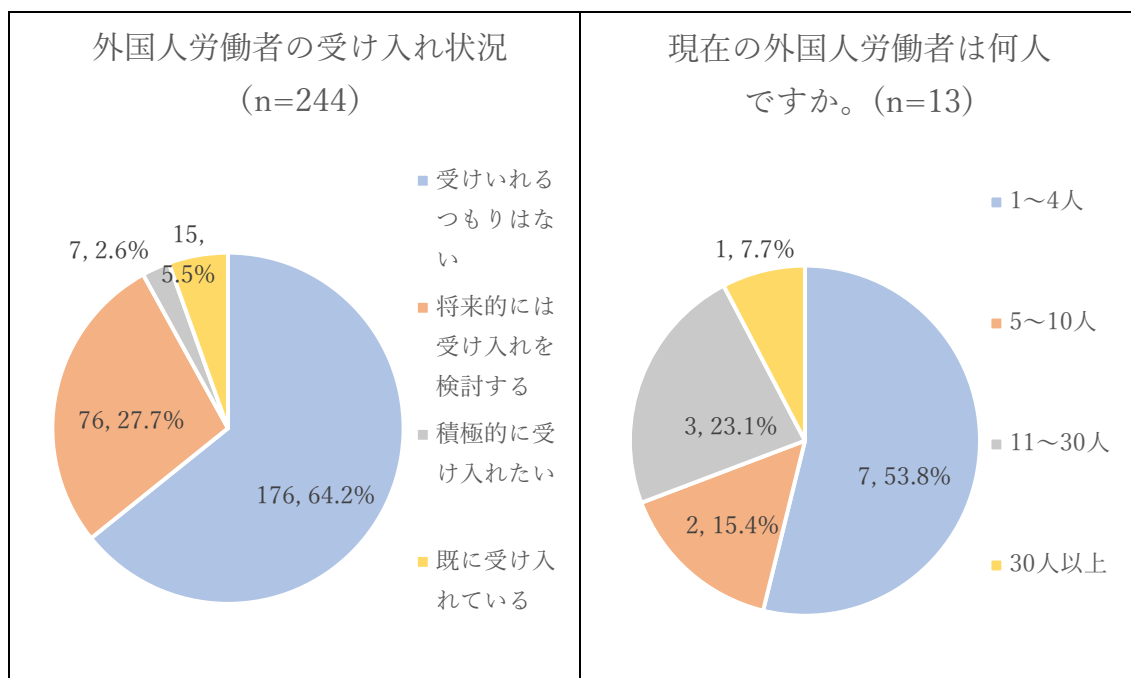
<sup>3</sup> 秋田県産業労働部雇用労働政策課「令和 5 年秋田県の労働組合組織状況」より

(6) 外国人労働者の受け入れについて

**外国人労働者の受け入れを視野に入れている事業所は 35.8%**

少子高齢化に伴う人手不足を確保する手段として外国人労働者の受け入れ状況を確認した。「受け入れるつもりはないとした事業所」が 64.2%、「将来的には受け入れを検討するとした事業所」が 27.7%、「積極的に受け入れたいと考えている事業所」が 2.6%、「既に受け入れている事業所」が 5.5%であった。既に受け入れている事業所を含め、外国人労働者の受け入れを視野に入れている事業所は 35.8%であった。

また、既に外国人労働者の受け入れを実施している事業所において、外国人労働者の人数は 4 人以下が 53.8%で最も多く、次いで 11 人以上受け入れをしている事業所が 30%を超えた。

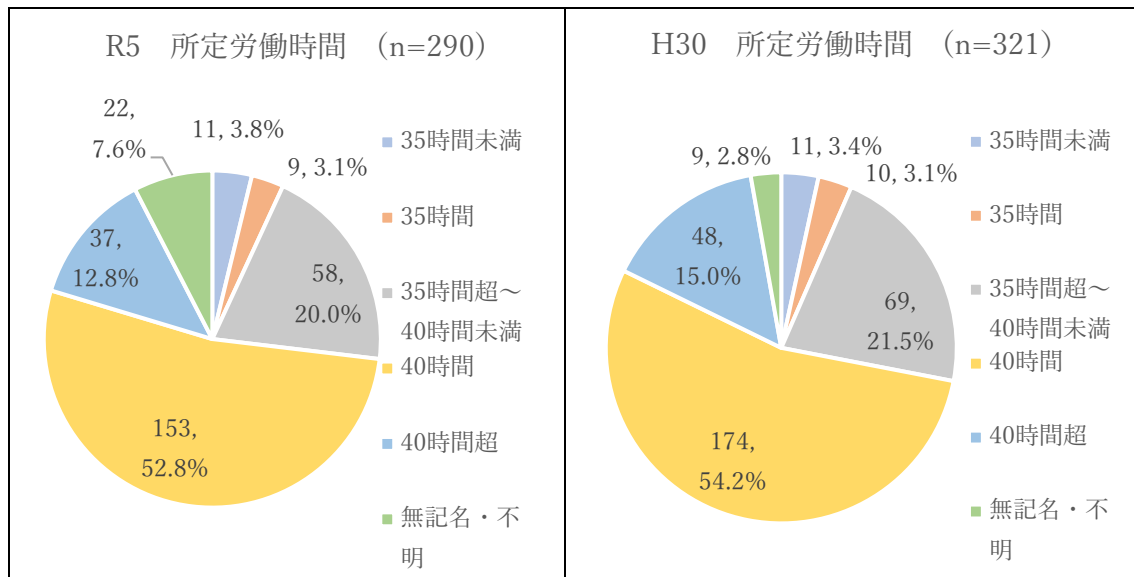


## 2 労働時間

### (1) 週所定労働時間

#### 所定労働時間が 40 時間以下の事業所が 79.7%

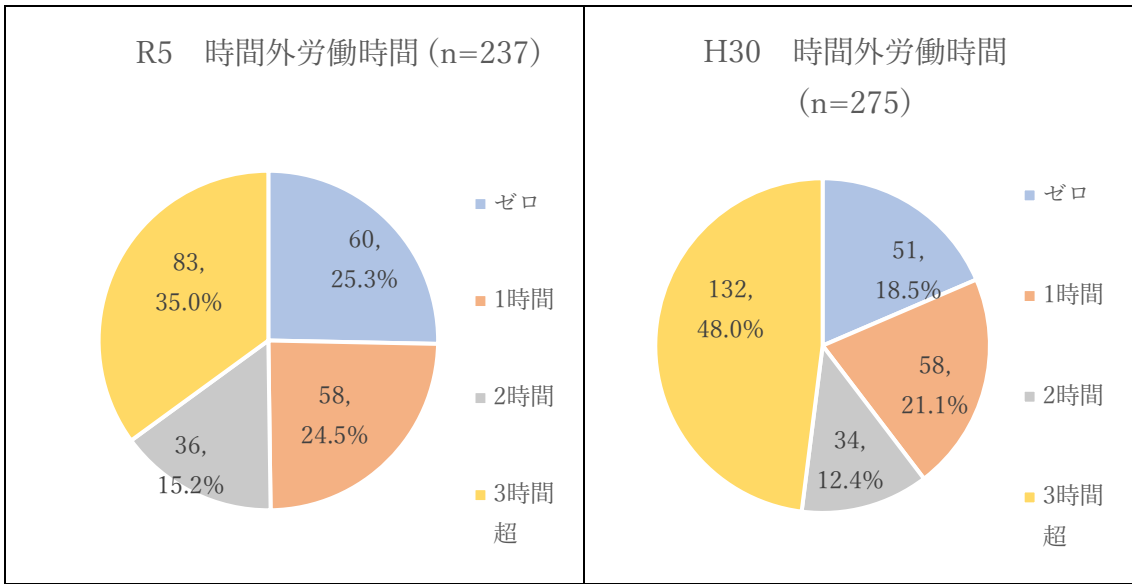
週の所定労働時間について、「40 時間に定める事業所」が 52.8%と最も多く、続いて「35 時間超から 40 時間未満の事業所」が 20.0%、「40 時間を超える事業所」が 12.8%の順となった。「40 時間以下」の事業所が全体の 79.7%で、平成 30 年度の調査と比較すると、40 時間以上の割合が減少している。秋田県の令和 5 年度調査では「40 時間以下」が 88.3%であるが、40 時間超の勤務割合が秋田県に比べて 5.1 ポイント高くなっている。



### (2) 時間外労働時間

#### 週間で 3 時間以上残業している事業所の割合は 35.0%で減少傾向

週間の時間外労働時間について、「週間で 3 時間以上残業をしている事業所」が 35.0% (平成 30 年度 48.0%) で前回より大きく減少しており、全体的にも時間外労働時間の減少が見られる。



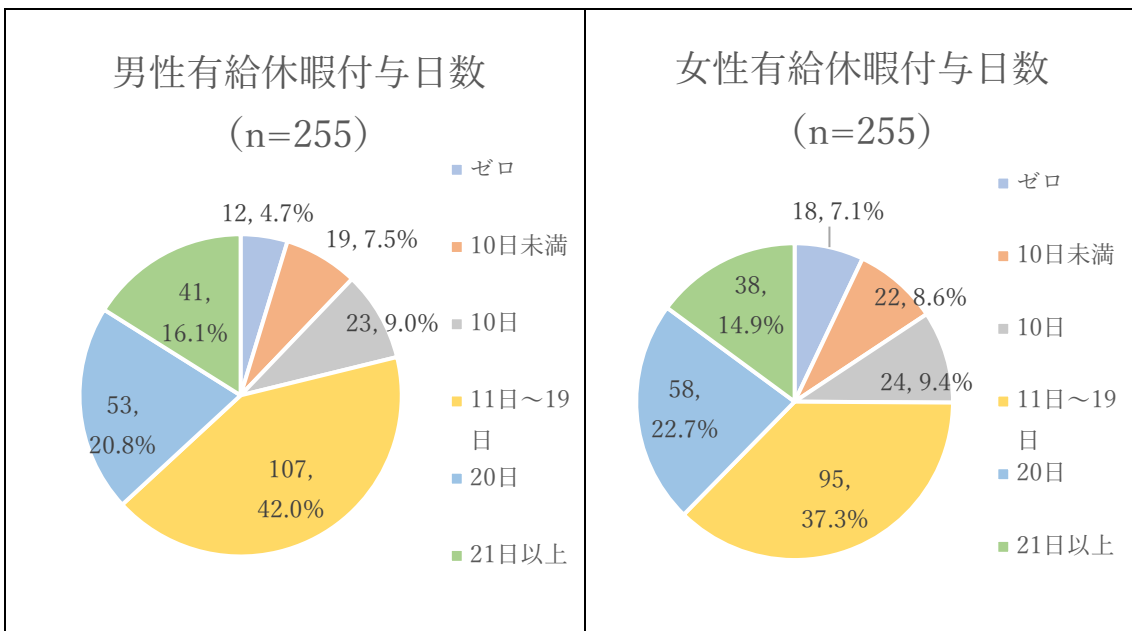
### 3 休日休暇

#### (1) 年次有給休暇

##### (ア) 平均付与日数

**年次有給休暇の付与日数は 17.1 日**

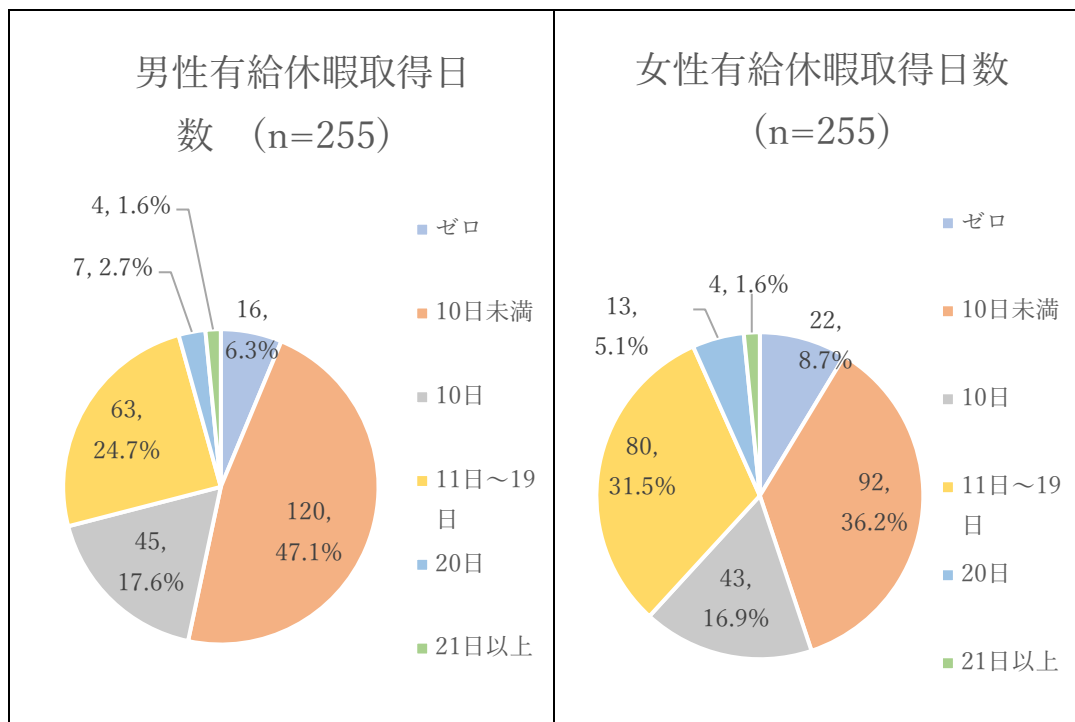
「年次有給休暇の平均付与日数」は 17.1 日（平成 30 年度 16.6 日）となり、秋田県の令和 5 年度調査 17.3 日より下回っているものの、前回調査時より付与日数が増加している。男女別でみると、男性で 17.6 日（同 17.2 日）、女性で 16.6 日（同 16.1 日）となっている。付与日数は男女ともに、前回調査時と比較すると 11 日～19 日の割合が増加し、有給休暇の付与日数が増加している。



(イ) 平均取得日数

**年次有給休暇の取得日数は 9.3 日**

年次有給休暇の取得日数は 9.3 日（平成 30 年度 7.3 日）となり、秋田県の令和 5 年度調査 10.9 日より少ないものの、平成 30 年度調査時より 2 日増加している。男女別でみると、男性が 9.0 日（平成 30 年度 6.8 日）、女性が 9.6 日（同 7.8 日）で、取得日数 0 日が大幅に減少し、女性では 10 日以上取得する割合が 50%以上となった。



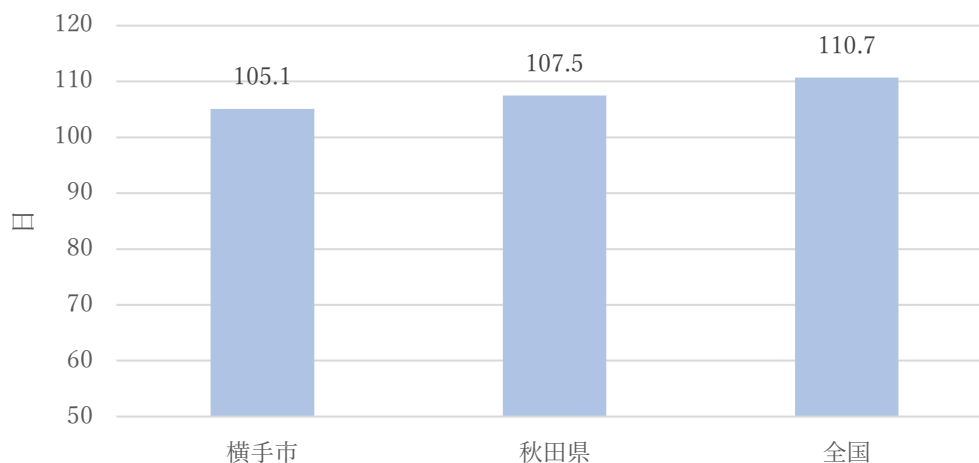
(2) 年間休日

**年間休日の事業所平均は 105.1 日**

令和 4 年 1 年間の「年間休日総数の 1 事業所平均」が 105.1 日で、秋田県の調査では 107.5 日となっており、休日は 2 日少なかった。全国<sup>4</sup>では 1 企業平均は 110.7 日（令和 3 年実績 107.0 日）であった。

<sup>4</sup> 厚生労働省「令和 5 年就労条件総合調査の概況」

年間休日の事業所平均 (n=270)

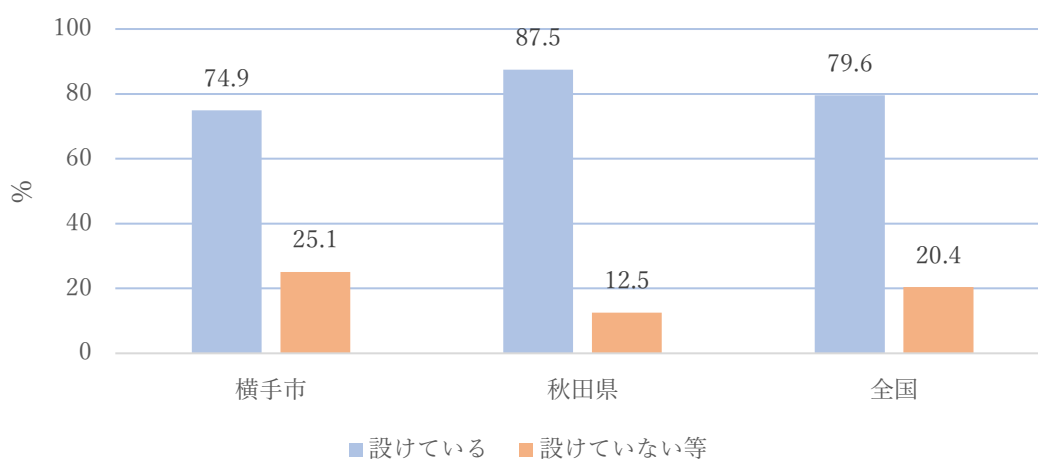


(3) 育児休暇制度の有無

**育児休暇制度の規定を設けている事業所は 74.9%**

「育児休暇制度の規定を設けている事業所」は 74.9% (平成 30 年度 65.4%)。前回調査時より 9.5 ポイント上昇しているが秋田県の調査が 87.5%となっており、県とは 12.6 ポイント開きであった。また、全国の育児休業規定を設けている事業所<sup>5</sup>は 79.6%であった。

育児休暇の規定 (n=275)



<sup>5</sup> 厚生労働省「雇用均等基本調査」(令和 3 年度) 5 人以上の事業所

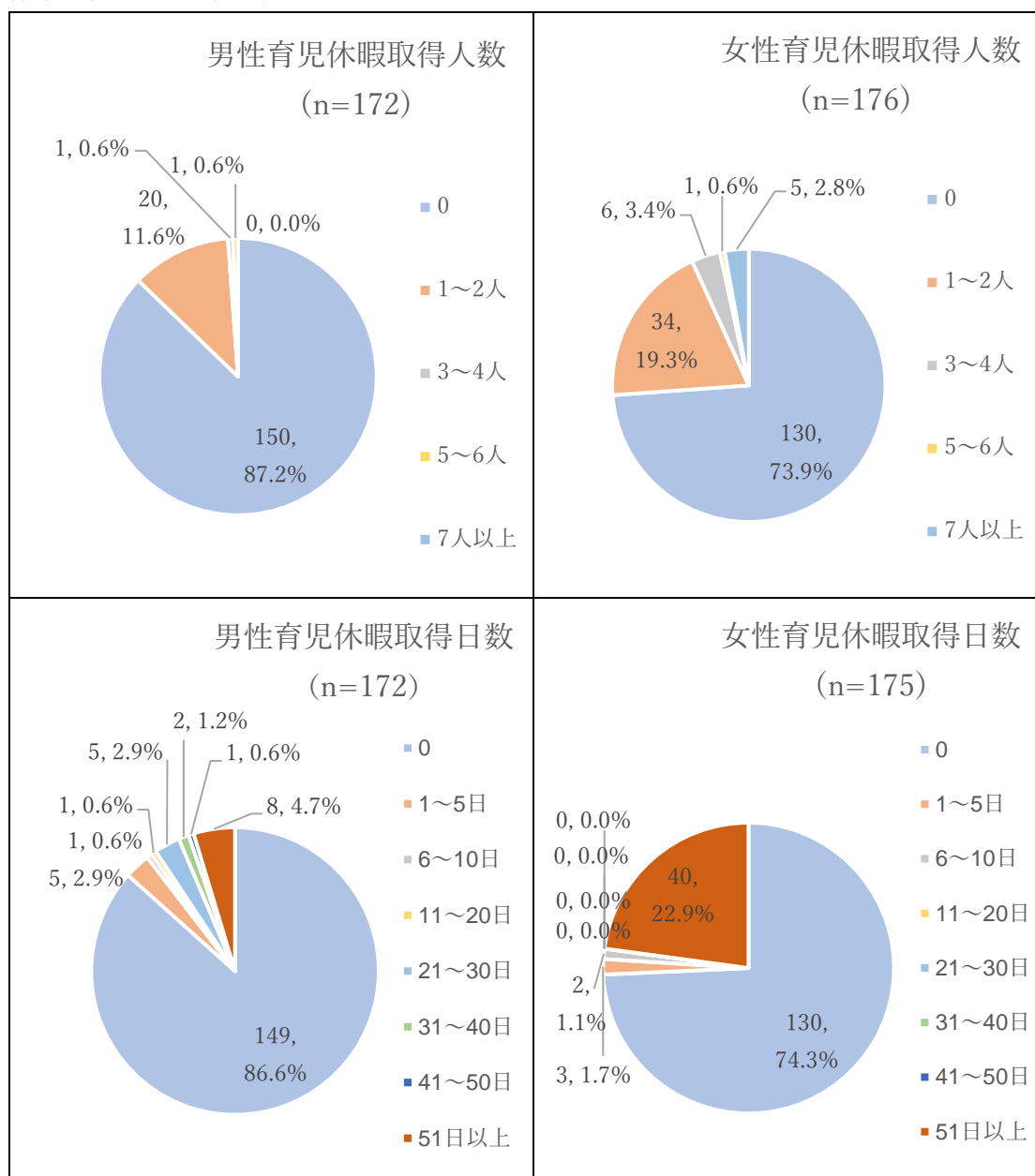


(4) 育児休暇の取得状況

**育児休暇を取得した男性が1名以上いる事業所は12.8%**

育児休暇制度を設けている事業所において、令和4年1年間で「育児休暇を取得した男性が1名以上いる事業所」が12.8%（平成30年度4.3%）、女性で26.1%（同26.7%）となり、男性の育児休暇取得が前回調査時より伸張した。

また、育児休暇取得日数では男性で51日以上取得する割合が伸びており、男性の育児休暇取得が前回調査時より進んでいる。

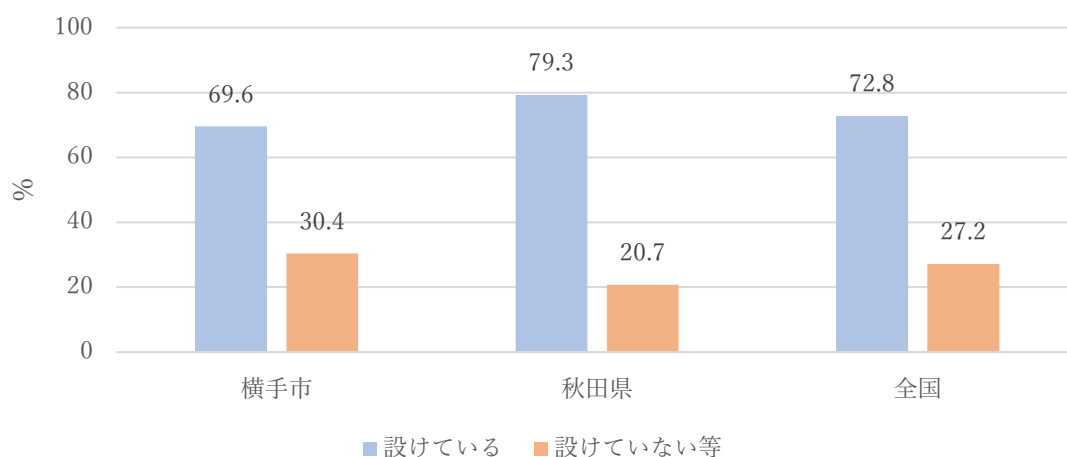


#### (5) 介護休暇制度の有無

**介護休暇制度の規定を設けている事業所は 69.6%**

「介護休暇制度を規定している事業所」が 69.6%（平成 30 年度 60.1%）、秋田県の調査では 79.3%であった。また、全国の介護休業の規定を設けている事業所<sup>6</sup>は 72.8%であった。

介護休暇の規定 (n=276)



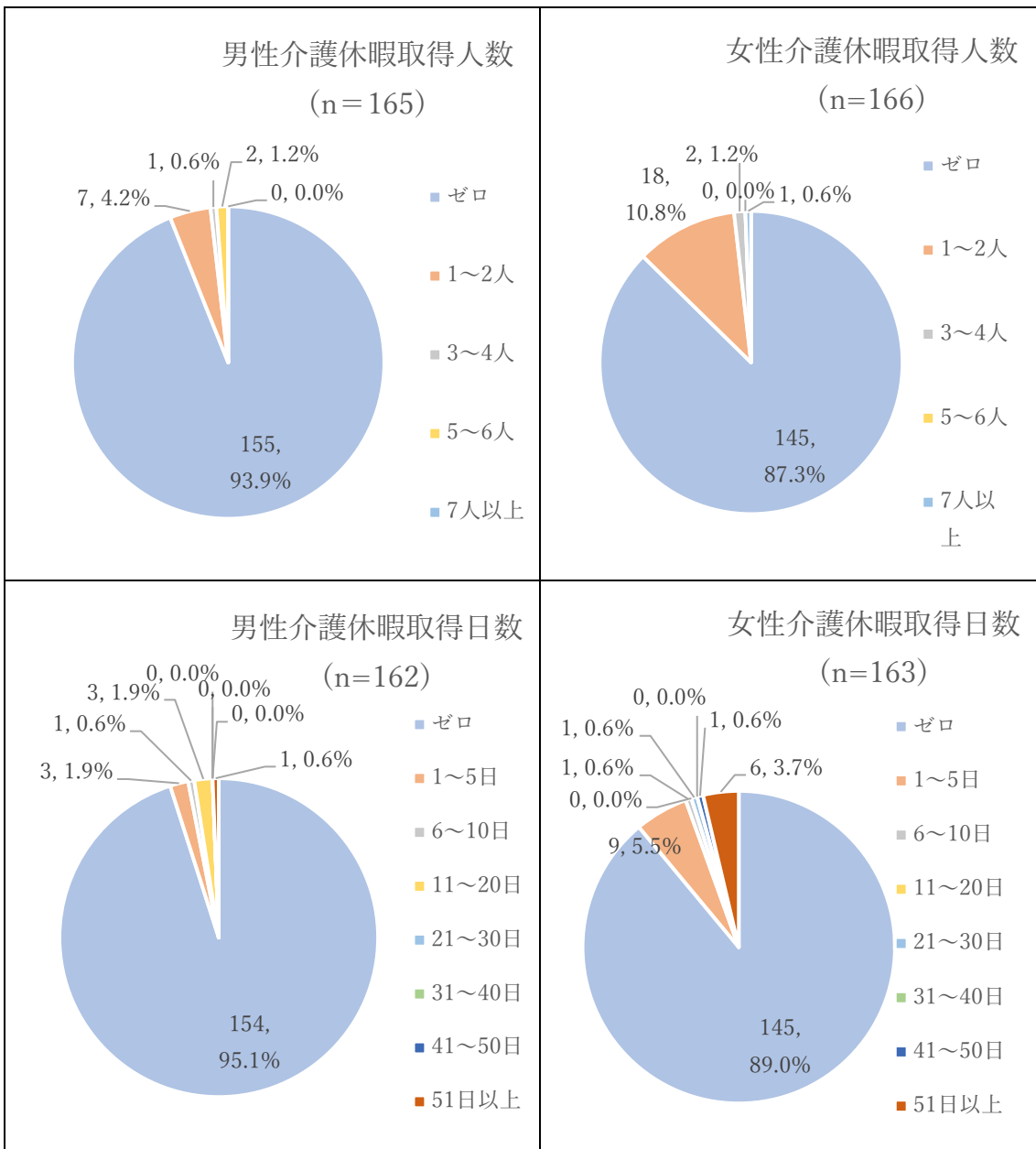
#### (6) 介護休暇制度の取得状況

**介護休暇を取得した女性従業員が 1 人以上いる事業所は 12.7%**

介護休暇制度の規定を設けている事業所において、「介護休暇を取得している男性従業員が 1 人以上いる事業所」は 6.1%（平成 30 年度 4.1%）で、「介護休暇を取得している女性従業員が 1 人以上いる事業所」は 12.7%（同 4.1%）で、女性の介護休暇取得割合が男性より伸びている。

介護休暇取得日数において、前回調査時と比べて大きな差はないものの、女性の介護休暇取得日数が増加している。

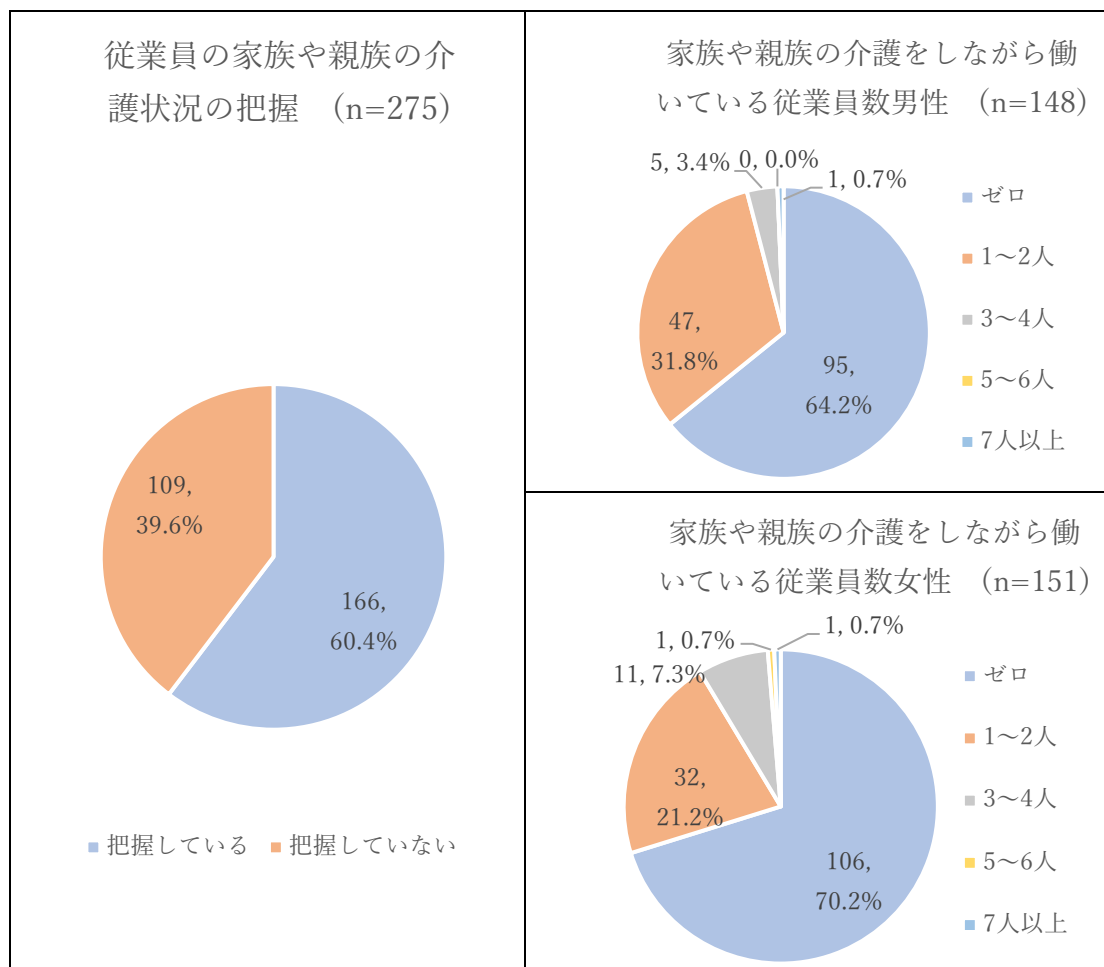
<sup>6</sup> 厚生労働省「雇用均等基本調査」令和 4 年度



(7) 従業員の家族や親族の介護状況の把握状況

**従業員が家族や親族の介護をしているか状況を把握している事業所は 60.4%**

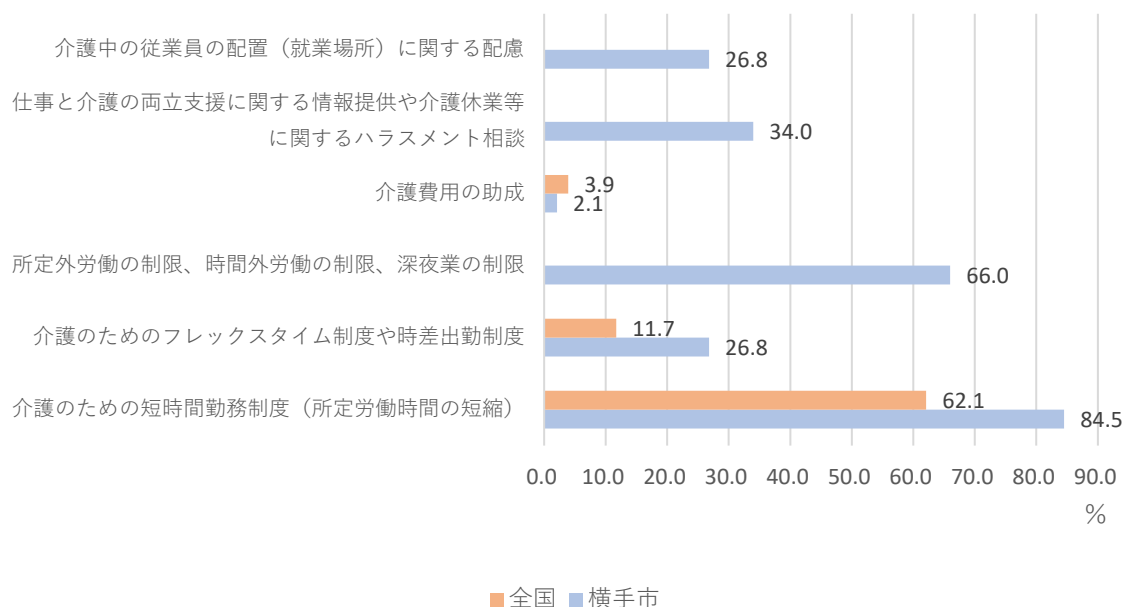
「従業員の家族や親族の介護状況を把握している事業所」は 60.4%であった。また、実際に介護をしながら働いている従業員割合は下記のとおりとなった。



### (8) 介護休暇制度以外の支援制度

従業員の介護を支援するための制度があると回答した事業所において（複数回答）、「介護のための短時間勤務制度」が84.5%（全国<sup>7</sup>では62.1%）、「所定外労働・時間外労働・深夜業の制限」が66.0%、「仕事と介護の両立支援に関する情報提供や介護休業等に関するハラスメント相談」が34.0%となった。

介護のための各種支援制度の導入状況（複数回答）（n=192）

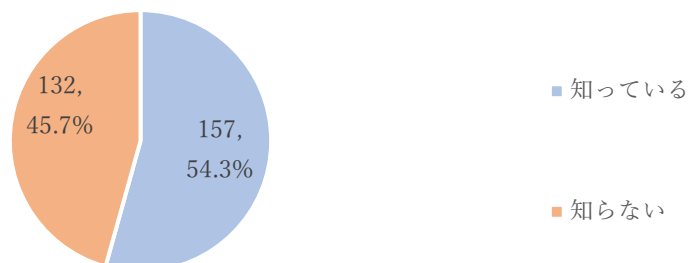


### (9) 介護に関する相談窓口の認知

**介護に関する相談窓口を知っている事業所は54.3%**

介護に関する市の相談窓口を知っているか確認すると、54.3%の事業者が認識していた。

介護に関する相談窓口を知っていますか（n=289）

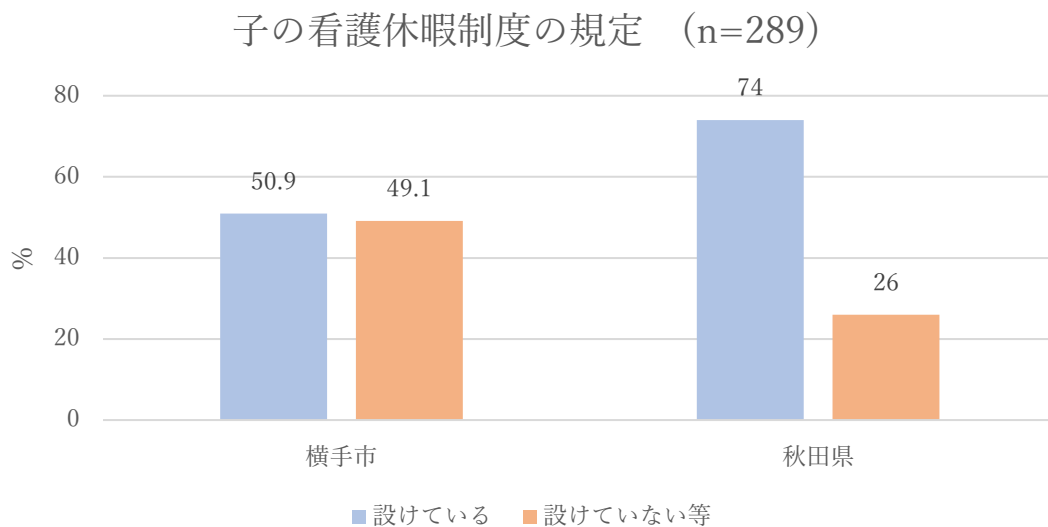


<sup>7</sup> 厚生労働省「雇用均等基本調査」令和4年度

(10) 子の看護休暇制度

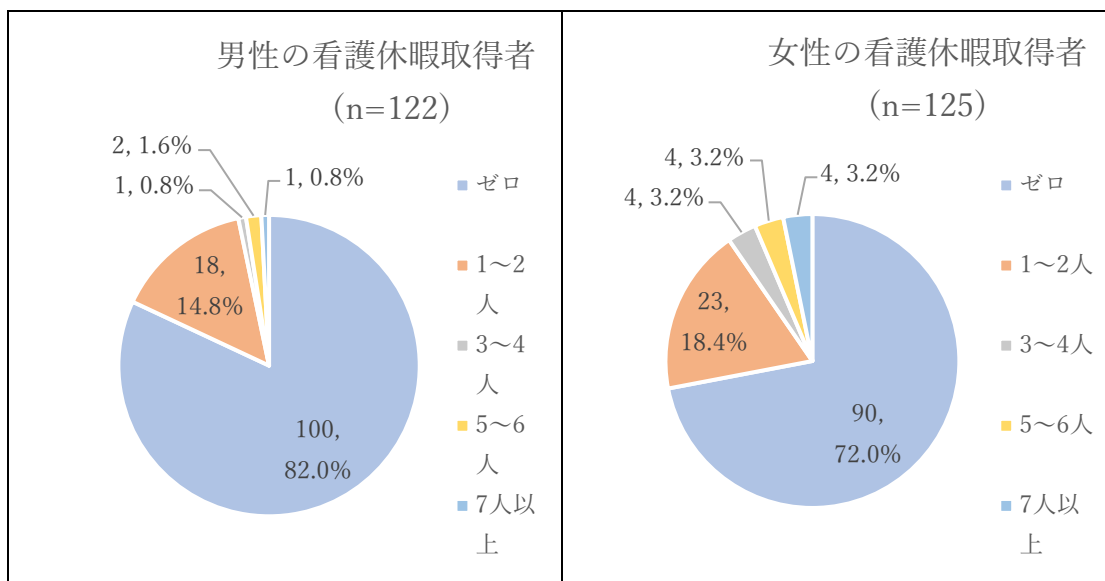
**子の看護休暇制度の規定を設けている事業所は 50.9%**

「子の看護休暇制度の規定を設けている事業所」は 50.9%（H30 年度 46.4%）で前回より 4.5 ポイント上昇している。秋田県の調査では規定ありとした事業所が 74.0%であった。



(11) 子の看護休暇制度の取得状況

子の看護休暇制度の規定を設けていると回答した事業所において、「1人以上従業員が看護休暇を取得している事業所」は男性が 18.0%（平成 30 年度 7.4%）、女性が 28.0%（11.4%）であった。男女ともに子の看護休暇取得人数は前回調査時より大きく上昇している。

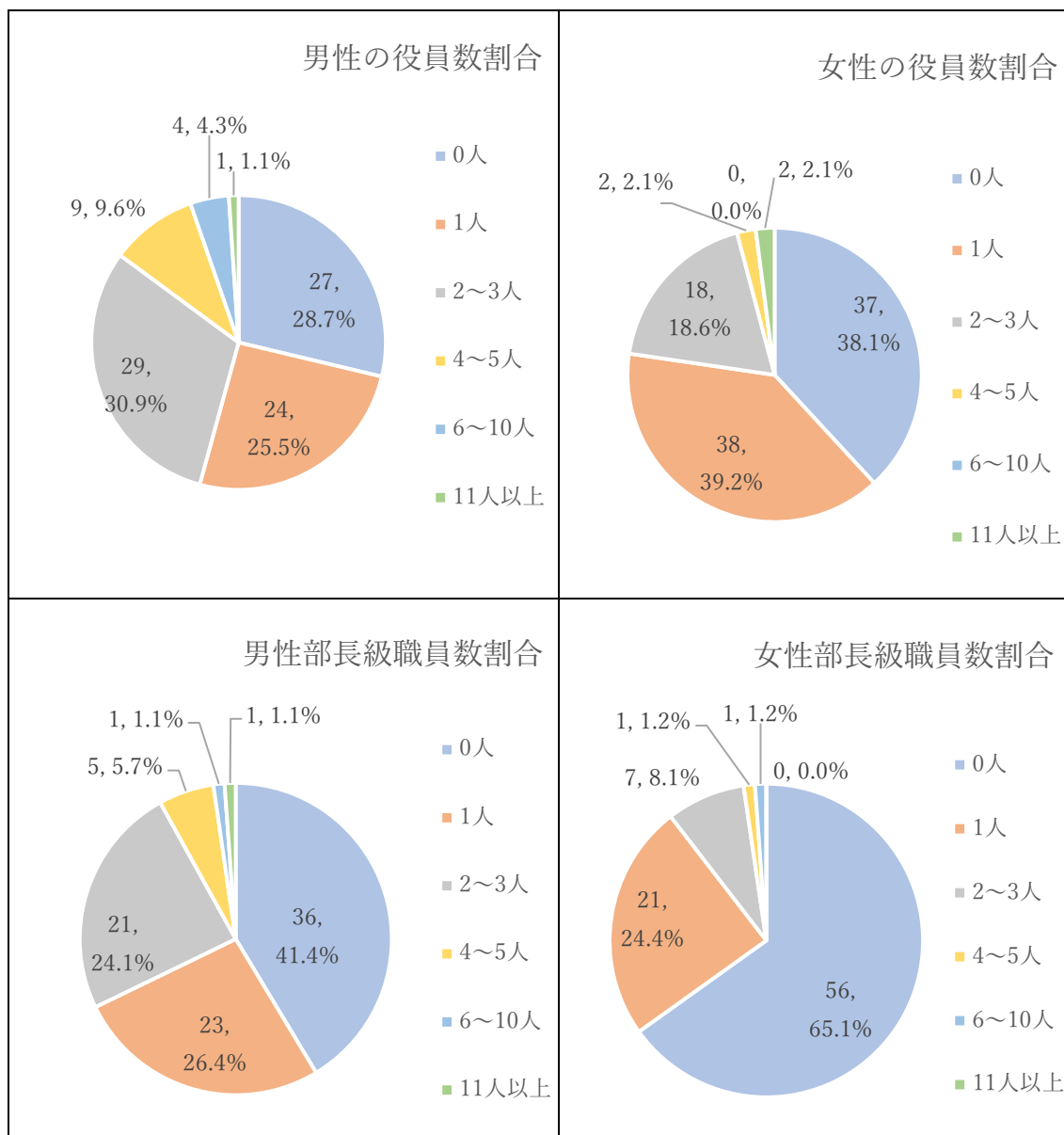


#### 4 女性の雇用管理

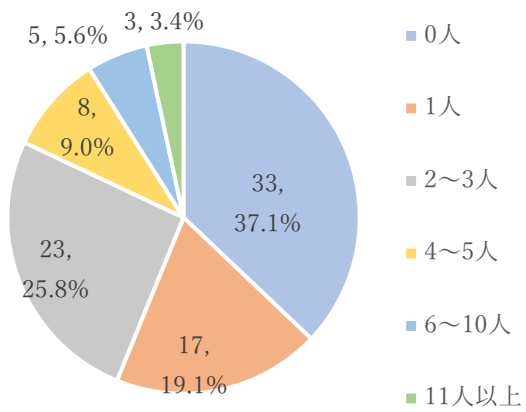
##### (1) 女性の管理職の割合

**課長相当職以上の女性管理職がいる事業所は 36.7%**

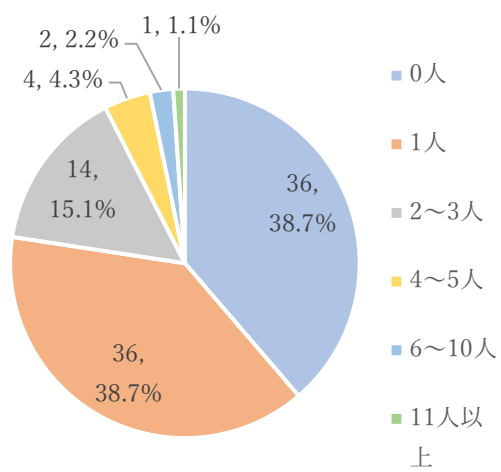
「課長相当職以上女性管理職が1名以上いる事業所」は36.7%（平成30年度39.3%）であった。



男性課長級職員数割合



女性課長級職員数割合





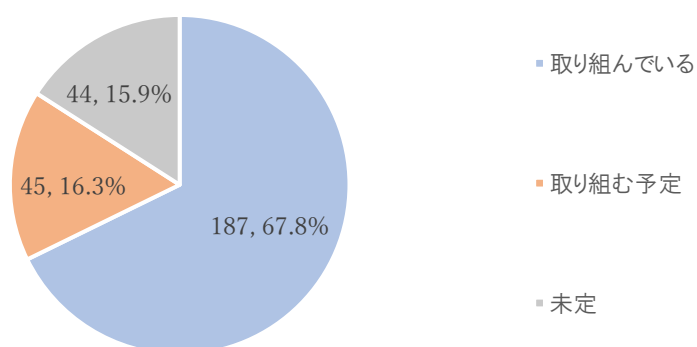
## 5 働き方改革

### (1) 働き方改革の取り組み状況

**働き方改革へ取り組んでいる事業所は 67.8%**

「働き方改革に向け取り組んでいる事業所」は 67.8%（平成 30 年度 21.5%）で前回より大きく上昇している。「未定と回答した事業所」も 15.9%（同 47.4%）と減少しており、「働き方改革に取り組んでいる事業所」と「取り組む予定の事業所」を合わせて 84%を超えた。

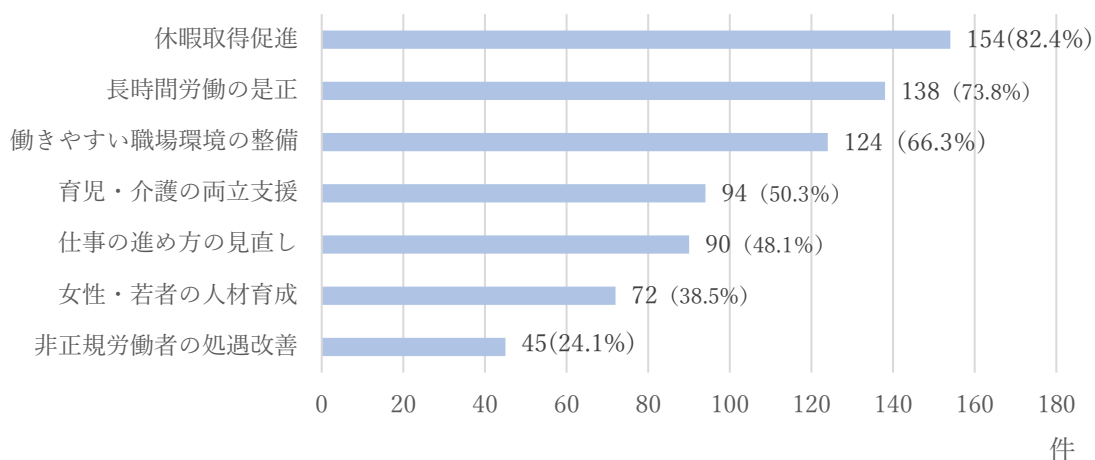
働き方改革に向けた取組み状況について（n=276）



### (2) 働き方改革の取り組み施策

働き方改革の取り組みをしていると回答した事業所（複数回答）の中で「休暇取得の促進」が 82.4%、「長時間労働の是正」が 73.8%、「働きやすい職場環境の整備」が 66.3%、「育児・介護の両立支援」が 50.3%の順となっている。

どういった取組みをしているか（n=187）



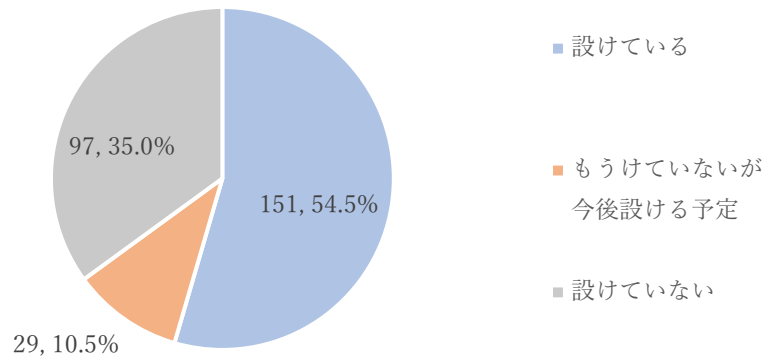
## 6 ハラスメント防止

### (1) パワーハラスメント

**職場でのパワーハラスメント防止対策規定を設けている事業所は 54.5%**

「職場におけるパワーハラスメント防止対策に関する規定を設けている事業所」は 54.5%で、秋田県の調査が 67.1%で 12.6 ポイント開きがあった。

職場におけるパワーハラスメント防止対策規定 (n=277)



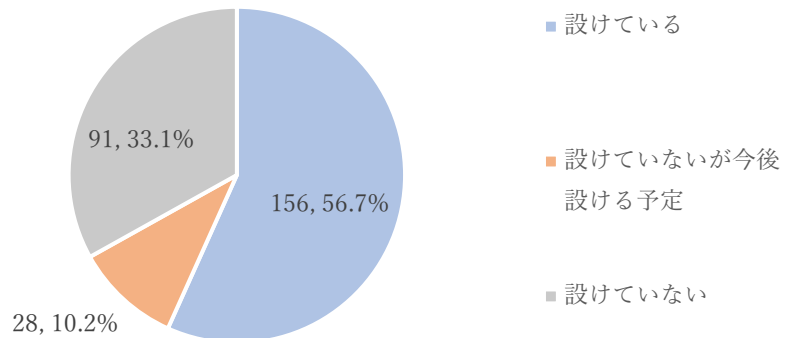
### (2) セクシュアルハラスメント

**職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産育児休業等のハラスメント**

**防止対策規定を設けている事業所は 56.7%**

「職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等のハラスメント防止対策規定を設けている事業所」は 56.7%で、秋田県の調査は 70.0%で 13.3 ポイントの開きがあった。

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等のハラスメント防止対策規定 (n=275)

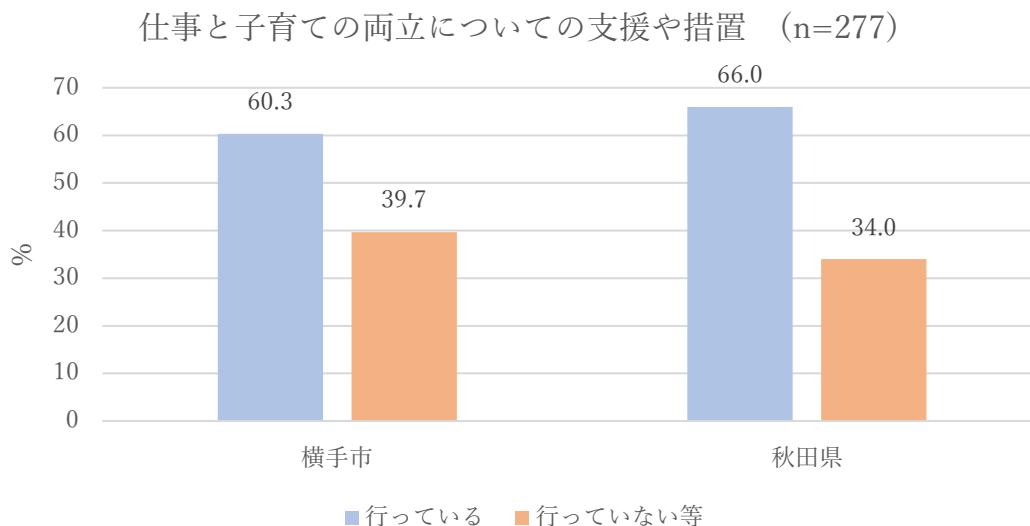


## 7 仕事と子育ての両立について

### (1) 仕事と子育ての両立支援

**仕事と子育ての両立支援措置を行っている事業所は 60.3%**

「仕事と子育ての両立のために何らかの支援・措置を行っている事業所」は 60.3%で、秋田県の調査は 66.0%で 5.7 ポイントの開きであった。

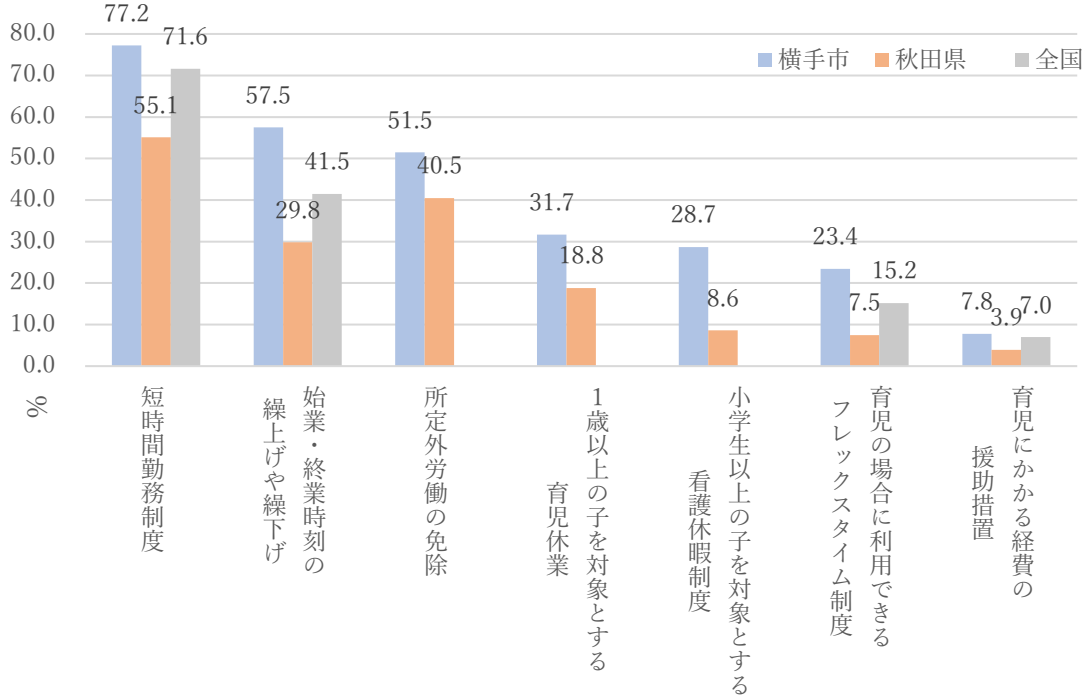


### (2) 仕事と子育ての両立支援の取り組み施策

仕事と子育ての取り組みを行っている回答した事業所のなかで、取り組んでいる施策（複数回答）をみると、「短時間勤務制度」が 77.2%と最も多く、「始業・終業時刻の繰上げや繰下げ」が 57.5%、「所定外労働の免除」が 51.5%、「1 歳以上の子を対象とする育児休業」が 31.7%の順となっている。秋田県や全国<sup>8</sup>の調査と比較すると、短時間勤務制度、始業・就業時刻の繰上げや繰下げ、所定外労働の免除など、支援の取り組みが充実している。

<sup>8</sup> 厚生労働省「雇用均等基本調査」

仕事と子育ての両立支援の取り組み（複数回答）（n=167）

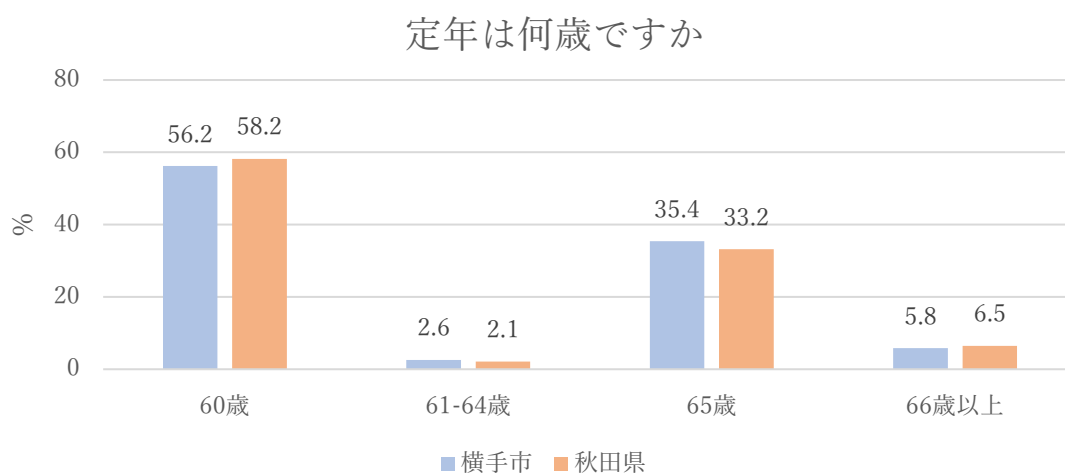
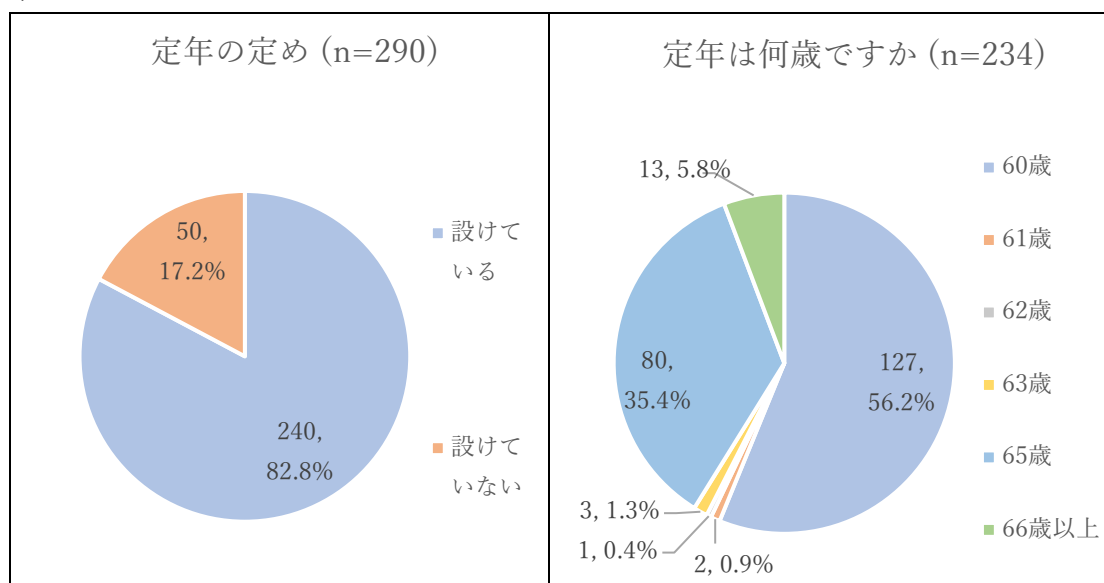


## 8 定年制

### (1) 定年制の有無と定年年齢

**定年制のある事業所は 82.8%**

「定年制のある事業所」は 82.8% で、定年年齢については 60 歳 (56.2%) が最も多く、65 歳が 35.4%、66 歳以上が 5.8% の順で続いている。秋田県では 60 歳が 58.2%、65 歳が 32.2%、66 歳以上が 6.5% となっている。厚生労働省の調査<sup>9</sup>では、全国の 65 歳定年企業は 22.2% となっている。



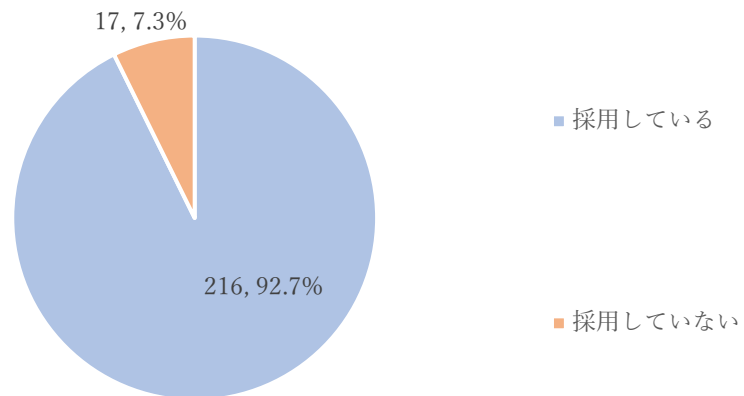
<sup>9</sup> 厚生労働省「令和 4 年高齢者雇用状況等報告」, 全国の常時雇用する労働者が 21 人以上の企業に対して実施。

(2) 定年後の再雇用、勤務延長制度の有無

**継続雇用制度がある事業所は 92.7%**

定年制実施事業所のうち、「定年後の再雇用や勤務延長制度などの勤務延長制度のある事業所」は 92.7%となっている。秋田県では 85.7%となっている。

定年後の再雇用制度または勤務延長制度の採用 (n=234)

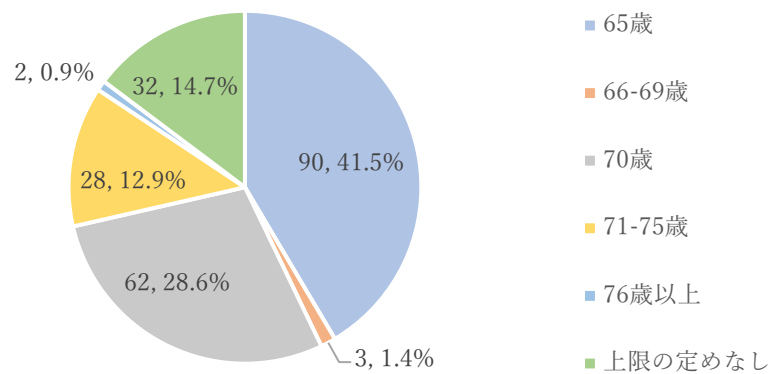


(3) 再雇用の最高雇用年齢

**70歳以上または上限の定めなしが 57.1%**

継続雇用制度の上限年齢について、定年制を定めている事業所の中で「65歳まで」が 41.5%と最も多く、「70歳まで」が 28.6%の順となっている。秋田県では「70歳以上または上限なし」が 57.5%であった。

雇用期間（延長期間）は最高何歳までか (n=217)





令和 5 年度就業環境状況調査報告書

令和 6 年 3 月

横手市商工観光部商工労働課

〒013-8502 横手市旭川一丁目 3-41

電話 0182-32-2115